

論点①－(1)

行政運営の基本理念・原則となる条例の必要性等について（整理）（案）

《基本条例の必要性》

- (1) 地方分権の進展によって地方自治体の役割・責務が拡大するとともに、地方自治体を取り巻く社会情勢が大きく変化している中で、自主的・自立的な行政運営・自治の普遍的な方向性を明確にし、共有しておくことが必要
- (2) 府民からよく見える、身近な、住民起点の行政を進めるため、参画・協働、NPO等との関係等、府民と府との関係のあり方を示す指針が必要
- (3) 参画や協働の実効性を高めるため、情報公開などこれまで個々に実施してきた取組を見直し、共通した理念のもとで再構築し体系化して示すことが必要
- (4) 地域の特性に応じた地方自治を進めるため、府の特徴や地域性を踏まえて、府民、市町村など多様な主体に対するアイデンティティや独自性のある行政運営・自治のあり方を示していくことが必要
- (5) 府民全体が共有する基本ルールとして位置づけるため、府民の合意の下で、知事と議会とで議論し議決する地方自治体としての意思決定の経た条例として規定することが必要

《基本条例を制定する場合の目的》

(1) 京都府の特徴や地域性を踏まえた行政運営・自治を進める上で基本となる方向性を示す

【※具体の規定内容は異なるが、行政基本型、自治基本型とも規定できる事項】

(2) 行政運営・自治における、府民の権利や責務、知事等の役割や責務を示す (事務局)

【※具体の規定内容は異なるが、行政基本型、自治基本型とも規定できる事項】

(3) 地方自治体の最終の意思決定を担う、二元代表としての知事と議会との関係のあるべき方向性を示す
(事務局)

【※自治基本型の規定事項】

(4) もっとも基礎的な活動である府民の自主的・自立的な地域づくりを尊重し、促進していく原則を示す

【※具体の規定内容は異なるが、行政基本型、自治基本型とも規定できる事項】

(5) 住民自治の充実に向け、住民の自己決定・自己責任に基づいて行政運営・自治を進めていく原則を示す

【※自治基本型の規定事項】

(6) 府民誰もが望む形で府政に参加していけるよう、制度や手続を体系化し、その整備や運用にあたっての基本的な考え方を示す

【※具体の規定内容は異なるが、行政基本型、自治基本型とも規定できる事項】

(7) 府内市町村や他の自治体との関係など、京都府の団体自治の方向性を示す

【※具体の規定内容は異なるが、行政基本型、自治基本型とも規定できる事項】

(8) 将来の新しい公を担っていく行政、民間をはじめ多様な主体の関係のあり方を示す

【※具体の規定内容は異なるが、行政基本型、自治基本型とも規定できる事項】

《基本条例を制定する場合の意義・効果》

(1) 府民とともに基本条例の策定を進めるプロセスを通じて、府民の行政運営・自治への基本的な理解や意識が深められる

【※行政基本型、自治基本型とも期待できる効果】

(2) 制定後、基本条例に沿って行政運営・自治に関わる主体が取組・実践を進めるとともに、その内容を見直し、充実させていくプロセスが生まれる (事務局)

【※行政基本型、自治基本型とも期待できる効果】

(3) 知事の交替や、地方自治体を取り巻く国の施策等の変更が生じた場合でも、住民が合意した普遍的な基本の方向性に従って行政運営・自治を進めることができる

【※行政基本型、自治基本型とも期待できる効果】

(4) 二元代表の知事と議会とが住民自治の方向性について明確にすることにより、知事や議会がその運営において住民参画や説明責任を果たしていくことになり、府民の負託を高めることにつながる

【※主に自治基本型に期待できる効果】

(5) 地域の方向性を住民自身の自己決定・自己責任によって定めていくことを明確化し、政策形成や意思決定過程への参画を保障することにより、住民の行政運営・自治に対する参画意識や責任感が高められる

【※主に自治基本型に期待できる効果】

(6) 府内市町村や他の自治体、国などとの関係のあり方をはじめ、地方公共団体としての運営・活動の方向性を明確にすることにより、より効果的で効率性のある施策やサービスの実現につながる

【※行政基本型、自治基本型とも期待できる効果】